

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

高齢者の社会参加を促進するための環境づくり

1 老人クラブ活動推進費補助金

127,215千円

(1) 老人クラブ運営費補助金（昭和38年度開始）

115,595千円

老人クラブの活動を促進する事業に対して助成する。

補助先 市町村

補助対象 単位老人クラブ 3,362クラブ

市町村老人クラブ連合会 170連合会

市町村老人クラブ連合会加入会員 175,750人

基準額 単位老人クラブ 月額 2,700円

市町村老人クラブ連合会 年額168,500円

市町村老人クラブ連合会加入会員 1人当たり年額62円

市町村老人クラブ連合会が行う特別事業 1連合会191,700円

補助率 2/3（国1/3、道1/3）以内

(2) 老人クラブ活動支援事業費補助金（昭和49年度開始）

11,620千円

道内の老人クラブの積極的な活動促進を図るために、事業を推進する北海道老人クラブ連合会の活動推進員の設置及び実施事業等に対して助成する。

補助先 一般財団法人北海道老人クラブ連合会

事業内容 ① 老人クラブ等活動推進員設置事業

② 高齢者相互支援事業

③ 健康づくり支援事業

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

道2 明るい長寿社会づくり推進事業費（平成3年度開始）

40,020千円

高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践するための事業を実施する。

補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

(1) 高齢者の社会活動についての普及啓発事業

機関誌の発行、パンフレットの発行

(2) 高齢者のスポーツ・健康づくり、地域活動等推進組織づくり事業

全道高齢者スポーツ等大会の開催、全国健康福祉祭への選手団派遣、地域活動組織づくり

(3) 高齢者の社会活動の振興のための指導者養成事業

指導者養成研修の実施

(4) 仲間づくり支援事業

新規サークル立ち上げのための指導助言など

(5) 老人週間事業

高齢者作品展、パネル展の開催

道3 高齢者労働能力活用事業費補助金（昭和57年度開始：経済部計上）

7,567千円

シルバー人材センター事業の発展とその活動促進を図るため、シルバー人材センター等を構成員とする（公社）北海道シルバー人材センター連合会が実施する事業に対して補助する。

- 補助先 （公社）北海道シルバー人材センター連合会
 補助対象 事業費
 補助率 1/2以内
 事業内容 ① 普及啓発事業
 ② 就業開拓等事業
 ③ 交流研修事業
 ④ 指導相談事業
 ⑤ 安全・適性就業推進事業
 ⑥ 調査研究事業
 ⑦ シルバー人材センター設置促進事業

4 北海道「生涯活躍のまち」構想推進事業（平成28年度開始：総合政策部計上）

10,000千円

東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じて本道や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりに取り組む市町村を支援する。

- (1) 北海道らしい「生涯活躍のまち」の理解促進
 (2) 専門コーディネーターによる地域の実情に応じた助言
 (3) 移住施策と一体となった首都圏等への戦略的PR
 (4) 「生涯活躍のまち」のネットワーク化

高齢者がいつまでも健康で暮らすための環境づくり

1 高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費（昭和63年度開始）

22,959千円

高齢者及びその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村等の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止（身体拘束廃止を含む。）への取組みを総合的に支援する。

- 委託先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
 設置場所 かでる2・7 2階
 開設日 月曜から金曜
 虐待防止対策業務（施設における身体拘束廃止を含む。）
- ① 相談業務
 ② 虐待防止推進委員会（虐待防止推進部会・身体拘束ゼロ作戦推進部会）の設置
 ③ 高齢者虐待防止に関する調査の実施
 ④ 研修会の実施
 ⑤ 情報提供・広報活動
 ⑥ 情報収集
 ⑦ 情報ネットワーク

2 介護予防市町村支援事業費（平成19年度開始）

1,688千円

市町村が実施する介護予防事業等の効果を検証するとともに、事業評価や研修等を通じて、効率的な介護予防事業等を含めた地域包括ケア体制の構築について支援を行う。

- ① 介護予防関連事業従事者研修の実施
- ② 市町村介護予防・地域包括ケア関連事業の推進のための市町村への技術援助・事業支援

道3 歯科保健対策推進事業費補助金（平成8年度開始）「再掲」

1,556千円

歯科疾患予防対策推進のため、保健指導関係者、医療従事者等を対象とする講習会の開催等歯科保健推進のための事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道歯科医師会

4 脳卒中等医療連携体制推進事業（平成2年度開始）

1,831千円

脳卒中等4疾病についての医療連携体制を構築し、各疾病ごとに医療機関等の連携により、適切な医療サービスを提供できるよう体制を整備する。

- ① 保健医療福祉圏域連携推進会議等の開催
- ② 連携システムの構築と推進
- ③ 循環器疾患対策小委員会等の開催

道5 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助金（平成9年度開始）

5,364千円

国民年金制度上、無年金とならざるを得なかった外国人の方々の地域での自立生活を支援するため、給付金を支給する市町村に対し補助することにより、外国人無年金者の福祉の向上を図る。

補助先 市町村

補助率 定額

補助基準額 高齢者 10,000円（1人当たり月額）

障がい者 25,000円（1人当たり月額）

6 地域人権啓発活動活性化事業費【高齢者虐待防止対策事業】

（平成17年度開始：環境生活部計上）

806千円

高齢者の尊厳保持と人権の確立のため、市町村や地域包括支援センター、施設関係者、一般住民等を対象にフォーラムを開催するとともに、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成・配布し、高齢者虐待防止の啓発と地域における虐待防止対策の取組の促進を図る。

7 高齢者・障害者住宅改善支援地域ネットワーク事業（平成13年度開始：建設部計上）

1,000千円

高齢者や障がい者の住宅改善を支援するシステムが市町村において整備されることを目的に総合振興局及び振興局単位に建築士、理学療法士、作業療法士、看護師で構成される住宅改善指導チームを設置し、地元における住宅改善支援チームの立ちあげを支援するなど、住宅改造支援体制の確立を図る。

- (1) 住宅改善支援チームの設置支援
- (2) 住宅改善指導チームによる研修会への講師派遣
- (3) 高齢者の住みやすいまちづくり構想の普及啓発
- (4) 一般住民向け普及啓発

介護が必要になっても住み慣れた場所での生活を支援する地域づくり

道1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進費（平成12年度開始）

1,195千円

平成29年度に策定した「第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の目標を達成するため、高齢者保健福祉圏域ごとの圏域連絡協議会等を通じ市町村へ助言等を行うとともに、計画の推進管理を行う。

2 認知症理解普及促進事業支援事業費（平成18年度開始、一部平成28年度開始）

8,569千円

地域の認知症の方や介護する家族を支援することを目的に、理解普及を促進するための事業を実施する。

- (1) 認知症理解普及促進事業（平成17年度開始）
認知症高齢者や介護する家族を支援することを目的に、道内各地における研修会、交流集会、家族相談会等を開催する。
負担区分 国1/2、道1/2
- (2) 認知症サポーター等養成事業（平成22年度開始）
認知症の本人やその家族を地域で支えるため、介護従事者等に対し、認知症サポーター養成講座の講師となるための研修と直接家族を支援するための知識・技術を習得するための研修を実施する。
負担区分 国1/2、道1/2
- (3) 若年性認知症対策総合推進事業（平成21年度開始）
研修会の開催等を通じ、若年性認知症者に対する理解促進を図る。
負担区分 国1/2、道1/2
- (4) 認知症支援施策推進事業（平成23年度開始）
自治体等の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進的取組事例を収集し、適切に情報提供等を行うことにより、市町村の地域体制づくりを支援し、全道の認知症施策の向上を推進する。
負担区分 国1/2、道1/2
- (5) 認知症介護指導者養成研修（平成12年度開始）
負担区分 道10/10

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

(6) 認知症総合戦略加速化推進事業（平成28年度開始）

平成30年度から全市町村で実施している「認知症初期集中支援推進事業」及び「認知症地域支援・ケア向上事業」に係る認知症ケア人材の資質向上を図るための研修等を実施する。

負担区分 国1/2、道1/2

3 認知症対策総合支援事業費（平成18年度開始）

18,558千円

地域の認知症の方や介護する家族を支援することを目的に、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上を柱とする事業を実施する。

(1) 認知症地域医療支援事業（平成18年度開始）

地域における認知症の早期発見、早期診断の充実を図るため、地域のかかりつけ医や病院勤務の看護師等を対象に研修を実施するとともに、かかりつけ医をサポートする認知症専門医の養成を行うとともに、フォローアップ研修を実施する。

負担区分 基金（10/10）

実施主体 道及び札幌市（補助）

(2) 認知症介護研修事業（平成12年度開始）

- ① 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ② 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ③ 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ④ 認知症介護指導者フォローアップ研修
- ⑤ 認知症初期集中支援チーム員研修
- ⑥ 認知症地域支援推進員ネットワーク会議
- ⑦ 認知症にやさしい地域づくり研修

負担区分 基金（10/10）

実施主体 道及び札幌市（補助）

4 薬剤師認知症対応力向上研修事業（平成29年度開始）

3,825千円

薬剤師に対し認知症に関する研修を実施することにより、認知症患者の早期発見、早期治療に繋げるとともに、かかりつけ医等関係機関と連携し、認知症患者への支援体制を構築する。

委託先 一般社団法人北海道薬剤師会

道5 地域支援事業交付金（平成18年度開始）

3,525,034千円

介護保険法第115条の45第4項並びに同法第123条第3項及び第4項に基づき、市町村が実施する「地域支援事業」に対し費用負担を行う。

（負担割合）

介護予防・日常生活支援総合事業 国25%、道12.5%、市町村12.5%

1号保険料22%、2号保険料28%

包括・任意事業 国39%、道19.5%、市町村19.5%

1号保険料22%

道6 老人福祉施設等整備事業費補助金

2,086,745千円

居宅において養護を受けることが困難な高齢者若しくは常時介護を必要とする高齢者が入所する施設等を整備する事業に対して助成する。

補助先 市町村、社会福祉法人、医療法人等

補助率 10/10

道7 軽費老人ホーム運営費補助金（昭和38年度開始）

2,199,269千円

軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の運営に要する経費のうち、入所者から徴収すべき利用料（事務費）の一部を、道が定める事務費減免基準により減免した場合における減免額に対して助成する。

補助先 社会福祉法人等

補助率 10/10

実施箇所 81か所

8 療養病床転換支援費補助金（平成20年度開始）

4,800千円

療養病床転換に伴う施設改修等に要する費用を助成することにより、療養病床の円滑な転換を支援し、住民への適切な医療・介護サービス提供体制の整備を図る。

補助先 医療法人等

補助率 国10/27、道5/27、保険者12/27

9 認定調査員等研修事業費（平成11年度開始）

4,971千円

介護保険制度の円滑な施行を図るため、市町村の要介護認定調査に従事する者、介護認定審査委員会及び主治医などに対する研修を行う。

(1) 要介護認定調査員及び介護認定審査会委員研修の実施

(2) 主治医研修の実施

負担区分 国1/2、道1/2

10 介護支援専門員資質向上事業費（平成11年度開始）

31,834千円

介護保険制度の円滑な施行を図るため、介護サービス計画の作成に関わる介護支援専門員などに対する研修を行う。

(1) 初任介護支援専門員に対するOJTの実施

(2) 主任介護支援専門員に対するフォローアップ研修の実施

(3) 介護関係職員の医療連携に係る自主研修に対する支援

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

要介護者等の自立生活を支援するために、必要な専門知識や技術を要する専門職。

介護保険制度下で、要介護者が適切なサービスを利用できるよう介護サービス計画を作成し、市

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

町村、介護サービス提供者との連絡調整などを行う。

道11 介護支援専門員名簿管理事業費（平成17年度開始）

5,686千円

介護支援専門員登録情報や介護保険事業者指定取消情報をネットワーク化により都道府県間で共有し、介護サービスの質の向上、適正な制度の運用を図る。

- (1) 介護支援専門員情報の登録・変更
- (2) 介護支援専門員証の発行
- (3) 北海道介護支援専門員名簿管理システムの保守管理

道12 介護保険審査会運営事業費（平成11年度開始）

3,027千円

市町村が行った保険給付などに関する行政処分に対する不服申し立てを審査・裁決する介護保険審査会を設置し、介護保険制度の円滑な運営を図る。

- (1) 審査対象となる行政処分
 - ① 保険給付に関する処分
被保険者証の交付請求に関する処分、給付制限に関する処分、要介護・要支援認定に関する処分等
 - ② 保険料その他の徴収金に関する処分
保険料の賦課徴収に関する処分、保険料等の徴収金に係る滞納処分等
- (2) 委員数 15人

道13 介護保険苦情処理事業費補助金（平成12年度開始）

14,777千円

介護サービス利用者等からの苦情に適切かつ迅速に対応すること等により、介護サービスの質的向上を図ることを目的として、介護保険法に基づき北海道国民健康保険団体連合会が行う苦情処理事業に対して助成する。

補助先 北海道国民健康保険団体連合会
補助率 10/10

14 福祉サービス運営適正化委員会補助金（平成12年度開始）

11,700千円

福祉サービス利用者の権利を擁護し、利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、社会福祉法に基づき北海道社会福祉協議会が設置する公正・中立な第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会）の設置運営経費に対して助成する。

補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助率 10/10（国1/2、道1/2）

道15 民間保健福祉施設整備資金利子補給金

6,622千円

民間社会福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の財政負担の軽減及び施設整備の促進を図るため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金に対する利子の一部を補給する。

- | | | |
|-----|---|---------|
| (1) | 社会福祉施設（昭和48年度開始） | 2,221千円 |
| | 補助先 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、日本赤十字社、宗教法人、医療法人 | |
| (2) | 介護老人保健施設（平成5年度開始） | 4,401千円 |
| | 補助先 医療法人、社会福祉法人等 | |

道16 介護保険推進事業費（平成10年度開始）

20,477千円

介護保険事業の円滑な運営を図るため、市町村等への制度説明会の開催や介護保険事業の保険者である市町村に対する助言・勧告を実施する。

- (1) 市町村等への介護保険制度説明会の開催
- (2) 保険者指導
- (3) 介護保険事業状況報告システムの運用
- (4) 介護給付費適正化のための市町村等への支援

道17 介護保険事業者等指定・指導事業費（平成12年度開始）

16,775千円

介護保険法に基づき、居宅サービス事業者等の指定等を行い、円滑なサービス提供体制の確保を図るとともに、指定した居宅サービス事業者等に対して、適正な事業の運営が行われるよう指導監督を実施する。

- (1) 居宅サービス事業者等の指定等及び事業者等情報の管理
- (2) 総合振興局（振興局）職員を対象とした指導監督担当職員会議の開催
- (3) 居宅サービス事業者等を対象とした指導監督の実施

18 介護サービス利用者負担軽減事業費補助金（平成12年度開始）

180,181千円

補助先 市町村
補助率 3/4（国1/2、道1/4）

(1) 障害者ヘルパー軽減

障害者施策等によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、継続利用が可能となるよう利用者負担を軽減する。

対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者で平成18年4月1日以降、65歳以前の1年間に障害者施策のホームヘルプサービスの利用者で65歳に到達した者。

軽減の程度 利用者負担の10/10軽減

(2) 社会福祉法人軽減

低所得者で特に生計が困難である者等に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法

4 高齢者が地域でいきいきと健康で暮らすために

人等が利用者負担の軽減を行った場合に、その費用の一部について助成を行う。

対象となるサービス 特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、
ホームヘルプサービス等

軽減となる対象者 市町村民税非課税世帯で一定の要件を満たす者等

軽減の程度 原則、利用者負担の1/4軽減(老齢福祉年金受給者は1/2軽減)、及び生活保護受給者の個室の居住費の全額減免

(3) 離島等ヘルパー軽減

社会福祉法人等が離島等地域における訪問介護の特別地域加算(15%加算)に相当する利用者負担の一部軽減を行った場合に、その費用の一部について助成を行う。

対象となるサービス 離島等地域におけるホームヘルプサービス

軽減となる対象者 市町村民税非課税の者

軽減の程度 利用者負担の1/10軽減

(4) 中山間地域等ヘルパー軽減

社会福祉法人等が中山間等地域における訪問介護の特別地域加算(10%加算)に相当する利用者負担の一部軽減を行った場合に、その費用の一部について助成を行う。

対象となるサービス 中山間等地域における小規模事業所が提供する訪問介護

軽減となる対象者 市町村民税非課税の者

軽減の程度 利用者負担の1/10軽減

19 介護サービス情報開示支援事業費(平成17年度開始)

28,943千円

利用者が介護サービス事業者を選択するのに必要な情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図り、効果的に情報の活用が図られるよう、事業者や利用者等に制度の趣旨や内容について普及を図る。

20 介護サービス提供基盤等整備事業費(平成27年度開始)

2,729,087千円

定員29名以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の整備のほか、介護施設等の開設準備経費や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を図るための改修等、定期借地権設定のための一時金の支援に要する経費に対し助成する。

(1) 地域密着型サービス施設等の整備 1,255,710千円

(2) 開設準備経費 646,191千円

(3) 既存施設の改修 577,186千円

(4) 定期借地権設定のための一時金支援 250,000千円

補助先 市町村及び施設等設置者

補助率 10/10(基金)

21 訪問看護連携強化事業(平成21年度開始)

3,650千円

(1) 訪問看護人材育成推進協議会 220千円

在宅医療の推進に向け、訪問看護師の確保・資質の向上を図るため、訪問看護人材育成推進協議会を開催し、訪問看護の人材育成の体制整備を図る。

- (2) 地域看護連携推進事業 3,430千円
 地域住民が住み慣れた地域で療養生活が継続できるよう、看護連携の推進に向けた会議の開催や、複合する問題を抱える困難事例の検討、地域の看護関係者等への研修を行う。

22 看護管理研修事業費（平成27年度開始）「再掲」

8,629千円

看護管理者に対し看護管理機能の向上のための研修を実施し、看護管理者の資質の向上を図る。

委託先 公益財団法人北海道看護協会

23 看護職員出向応援事業（平成27年度開始）「再掲」

14,326千円

緊急的な看護職員確保のため、都市部からへき地等看護職員不足地域の医療機関に看護職員を派遣・出向させるとともに、医療介護の連携強化と退院支援・在宅療養支援の実践能力、助産実践能力の向上を図る。

委託先 公益社団法人北海道看護協会

24 認知症疾患医療センター運営事業費（平成22年度開始）「再掲」

28,968千円

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状及び身体合併症等に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を行う認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

補助先 医療法人等

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

25 たん吸引等医療的ケア従事者・事業者等登録事業（平成23年度開始）

1,337千円

社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、たん吸引等の医療的ケアを実施する事業者、研修を実施する者は、都道府県知事に登録し、当該医療的ケアを実施する介護職員等は、都道府県知事の認定を受けることが必要であるため、登録等事務や指導監督事務などの法施行事務を行う。

26 介護職員等のたん吸引等研修事業費（平成23年度開始、一部平成28年度開始）

32,908千円

特別養護老人ホームや居宅介護事業所において、高齢者や障がい者に対し、たん吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修事業を実施するほか、新規開設の登録研修機関に対し、初度経費を補助する。

補助先 登録研修機関

補助率 10/10（基金）

27 介護予防・生活支援サービス等充実支援事業費

(平成27年度開始、一部平成28年度開始)

15,143千円

市町村が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業における多様な介護予防・生活支援サービスを充実できるよう、生活支援コーディネーターの養成により市町村を支援するとともに、市町村が実施する自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業の取組みを促進する。

(1) 生活支援コーディネーターの養成

市町村が配置する生活支援コーディネーターの養成を行うことにより、市町村が主体となって介護予防・生活支援サービスを充実させることができるよう支援する。

(2) アクティブシニア活躍支援

生活支援サービスを提供する多様な主体として、アクティブシニアと呼ばれる元気で活力のある高齢者に参加してもらうことが本人の介護予防の観点からも有効であるため、セミナーを開催し、その活動を促進する。

(3) 地域ケア個別会議の充実支援

市町村が高齢者の自立支援・重度化防止のために、自立支援の視点で効果的に地域ケア個別会議を運営していけるよう支援する。

28 地域包括支援センター機能充実事業費 (平成27年度開始)

28,522千円

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センターの機能強化及び地域ケア会議の充実を図る必要があることから、センター職員の資質向上や地域ケア会議への支援を行うことにより、センターの機能充実を目指す。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センター職員研修

地域包括支援センターが新たな包括的支援事業に円滑に対応できるよう、道が広域的な支援としてセンター職員を対象とした研修を行い、職員の資質の向上を図る。

委 託 先 適切に研修を実施できる者

② 介護予防ケアマネジメント従事者研修

介護予防支援の提供職員等に対し、介護予防ケアマネジメントに係る必要な知識の習得及び技能の向上を図り、適切な介護予防支援の提供を確保する。

③ 主任介護支援専門員資質向上研修

保健・医療・福祉の連絡調整や多職種連携など、主任介護支援専門員として必要な知識の習得及び技能の向上を図る。

④ 地域包括支援センター意見交換会

複数の地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の包括的支援事業の相対的な評価等を行うため、意見交換会を開催する。

⑤ 在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業

地域に設置する在宅医療・介護連携の相談窓口運営のため、医療と介護の知識及びコーディネート技術を身につけた支援員（コーディネーター）を育成する。

(2) 地域ケア会議の推進

① 広域支援員派遣事業

地域ケア会議の設置運営等を支援するため、広域支援員（各振興局社会福祉課主査等）を地域包括支援センターに派遣し「地域ケア会議ガイドライン」に基づく個別支援を実施する。

② 専門家派遣事業

地域ケア会議や事例検討会における困難事例等の解決を図るため、専門家（弁護士、専門医、認知症介護指導者等）を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行う。

29 地域リハビリテーション指導者養成等事業費（平成27年度開始）

14,429千円

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域において、誰でも歩いて通える地域の集会所などで住民同士で運営し効果のある体操を定期開催することで、地域での見守り・つながり及び支え合いができるよう、リハビリテーション専門職（PT, OT, ST）等が実施する体操教室の立ち上げ支援及び専門職等の人材を養成する。

委託先 事業を適切に実施できるリハビリテーション関連団体

事業内容

- ① 地域づくりによる介護予防推進事業
 - ・アドバイザー合同研修会の開催
 - ・住民主体の体操教室の立ち上げ支援（現地支援）
 - ・地域づくりによる介護予防推進事業成果報告研修会の開催
- ② 地域リハビリテーション指導者養成研修の実施

対象者 地域において指導者として活動する予定のリハビリテーション専門職等

負担区分 基金（10/10）

30 権利擁護人材育成事業費（平成27年度開始）

65,025千円

権利擁護人材を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人等の活動を推進する事業を実施する市町村に補助するとともに、権利擁護人材の育成及び資質向上への取組が継続的に行われるよう支援する。

負担区分 10/10（基金）

実施主体 道及び市町村（補助）

31 介護ロボット導入支援事業費（平成28年度開始、一部平成29年度開始）

132,040千円

(1) 身体的負担の軽減や業務の効率化など介護従事者の環境整備を進めるため、介護事業所への介護ロボット導入に対して補助を行う。

補助先 介護事業所

補助率 1/2（基金）

(2) 介護ロボットの活用機会の充実により、介護ロボットの普及を推進するとともに、使用者の評価内容を製造元にフィードバックし、使いやすさの向上に寄与する。

① 北海道介護ロボット普及推進センター（道北、道東、道央、道南の4地区）の運営

② 介護ロボットを活用した介護の実践等を行う講習会・体験学習の開催

③ 介護施設等において需要が高い機器の無償貸与

(3) 事務作業の軽減や、リアルタイムでの情報入力など業務の効率化を図るため、ICT機器のデモンストレーションと体験を通して、導入検討の契機となる展示説明会を実施する。

32 北海道「生涯活躍のまち」構想推進事業（平成28年度開始：総合政策部計上）「再掲」
10,000千円

東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じて本道や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりに取り組む市町村を支援する。

- (1) 北海道らしい「生涯活躍のまち」の理解促進
- (2) 専門コーディネーターによる地域の実情に応じた助言
- (3) 移住施策と一体となった首都圏等への戦略的PR
- (4) 「生涯活躍のまち」のネットワーク化

33 在宅生活の限界点を引き上げる介護サービス普及事業費（平成29年度開始）
29,433千円

24時間365日切れ目のないサービス提供を行うことで、要介護者の在宅生活を柔軟に支える「小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の両介護サービスの普及を図る。

- | | |
|------|---|
| 委託先 | 両サービスの事業運営に優れた知見を有する事業者等 |
| 事業内容 | 両サービスの普及が低調な8圏域における関係者懇談会の実施、開設・運営の手引きの作成、運営アドバイザーの派遣 |
| 対象者 | (懇談会)事業者、市町村、ケアマネージャー等
(運営アドバイザー派遣)両サービスの開始を検討している事業者等 |

34 介護事業者協同化促進事業費（平成29年度開始）
8,485千円

介護事業を行う事業協同組合設立の促進・支援を行い、協同化のスケールメリットによる働きやすい職場環境を提供することにより、介護従事者の人材確保・資質向上を図る。

- (1) 介護事業者協同化立上支援事業
事業協同組合の設立準備経費等に対する補助
補助先 事業協同組合
補助率 10/10（基金）
- (2) 介護事業者協同化設立促進事業
事業協同組合設立促進のための説明会の実施